

令和6年第11回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年10月25日（金）午後2時00分から午後3時03分

2. 開催場所 坂戸市役所301・302会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	澤 田 一 成	出		7	林 昇	出	
2	小 川 隆	出		8	林 真由美	出	
3	小 島 保	出		9	栗 原 昇	出	
4	石 川 猛	出		10	松 永 貴 夫	出	
5	小久保 隆 義	出		11	新 井 雅 之	出	
6	浅 見 勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 7名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
12	齋 藤 文 夫	出		16	鹿ノ戸 健 次	出	
13	西 嶋 正 芳	出		17	人 見 武 男	出	
14	岡 野 幸 平	出		18	小 川 邦 雄	出	
15	中 島 昭 夫	欠		19	岡 野 和 紀	出	

7. 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名

8. 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	岡田 全弘	主 任	赤澤 結
副 課 長	小俣 千秋	主 事	蛭間 祐貴

9. 開 会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和6年第11回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 浅 見 勉 委員 林 昇

11. 議決事項及び議事の要領

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の耕作面積等は、議案書に記載のとおりです。譲受人は市内にて約0.1haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、申請に至りました。

現地については、事務局で農地として管理がされていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、世帯で所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1番 大家地区 小久保委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 譲受人は兼ねてより経営農地の拡大を考えており、譲渡人が高齢により農地を手放すことを考えていたため、今回の申請となりました。譲受人は退職後、相続した農地で農業を始め、現在も所有農地で熱心に耕作を行っております。小委員会においても、譲受人の今後の営農に問題ないとのことでありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第44号農地法第3条の規定による許可申請については「取得後の営農見込有り」と認め、許可と決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第44号は許可と決定します。

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、地図では建物が表示されておりますが、現在は解体され、更地となっております。今回の申請地の内、住宅建設地の地目は宅地及び山林となっており、進入路である路地敷地の一部の地目が農地となっており、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準では、相当数の街区を形成している区域内に位置していることから、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、農業用倉庫及び休憩所への転用となります。

現地については、雑草が繁茂していますが、転用にあたり草刈り等が実施される見込みであることから、事務局としては特段の問題はなしと考えております。また、申請地内に樹木がありますが、こちらは栗の木のため、農地に存在しても問題がないものになります。

農地転用許可基準の立地基準ですが、今回の申請地は第3種農地に該当すると考えられます。第3種農地の案件については今年度初の事例となるため、立地基準、農地区分について説明を致します。

今回の農地転用の許可基準には一般基準と立地基準があり、立地基準については申請のあった農地の農地区分によって判断することになります。まず、第1種農地ですが、こちらは主に10ha以上の集団的に位置する農地内に存在する農地になり、原則は転用不許可となります。ただし、第1種農地に該当する場合でも不許可の例外規定として、一般的には3軒以上の住宅等が隣接する集落接続、既存敷地の1.5倍以内の敷地拡張などは例外として認められる可能性がございます。

次に、第2種農地ですが、こちらは主に10ha未満の集団的に位置する農地内に存在する農地になり、許可を受けるためには非代替性が必要となります。この非代替性とは、その申請地で転用しなければならないことであり、なぜその土地に自己用住宅を建築する必要があるのか等の説明が理由書において求められます。

そして、今回の申請地が該当する第3種農地ですが、こちらは原則転用許可とされています。第3種農地は「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地」とされています。具体的には、300m以内に駅や高速道路のインターチェンジ等が存在する農地や、前面道路に水道、下水道管又はガス管のう

ち2種類以上が埋設されており、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設が存在する農地であり、本案件は後者に該当しています。この第3種農地の要件は、いわゆる「2管2施設」と言われますが、この前面道路における2管の考え方について説明致します。前面道路に2種類以上の管が埋設されている場合でも、スライドの住宅Bのような、いわゆる旗竿状の住宅等の土地の場合、旗竿地の竿部分が進入路の用にのみ供されている場合は認められないこととなります。

また、今回の申請は一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、建物からの排水については、下水本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。電力事業者による電力供給管路の新設工事に伴い必要となる資材置場として、工事期間中3年間の一時転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、一時転用に関して、工事後は速やかに原状回復する見込みであり、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

今回の申請地は農地及び山林を含めての計画となっており、住宅部分の地目は山林となっております。農地部分は住宅からの排水等に必要な土地であり、現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、資材置場への転用、敷地拡張となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請目的が、第1種農地の不許可の例外である既存敷地の敷地面積の1.5倍以内の拡張規定している農地法施行規則第35条に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

- 1 番 三芳野地区 小川委員
 - 2 番 勝呂地区 岡野幸平推進委員
 - 3 番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員
 - 4～5 番 入西地区 人見推進委員
 - 6 番 大家地区 小川推進委員
- (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1 番案件につきましては、譲渡人については、以前も何件か転用申請がされた農地を所有している方になります。農地を相続により取得されましたが、農業経験もなく、高齢になり農地の維持管理が難しくなっている状態となっております。申請地はほとんどを住宅に囲まれており、隣接する農地がないことから近隣農地への影響は無いと思われます。小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 2 番案件につきましては、6 月に審議を行い、許可済みとなった区画の近隣地にあり、周辺農地への影響も問題ないと考えております。小委員会においても慎重に審議した結果、やむを得ないとの結論になりましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 3 番案件につきましては、譲受人は、現在高齢化が進み、後継者が不足してきている浅羽地区の担い手として企業参入を行っていただいております。申請地は現在休耕状態にあり、市街化区域に隣接しております。周囲は住宅や線路に囲まれているため近隣農地への影響もないと思われることから、小委員会としてもやむを得ないとの結果になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 4 番案件につきましては、譲渡人は申請地を相続で取得し、耕作は行ったことが無く、草刈りを行う程度で今まで管理を行っていました。今後も耕作を行う予定はないことから、今回の申請となりました。近隣農地への影響もないと思われることから、小委員会としてもやむを得ないとの結果になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 5 番案件につきましては、4 月に審議を行い、許可済みとなった区画の近隣地となります。譲渡人は定年退職後耕作を行っていましたが、高齢になり、跡を継ぐ方もいないことから規模の縮小を考えたそうです。近隣農地への影響もないと思われることから、小委員会としてもやむを得ないとの結果になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 6 番案件につきましては、申請地の譲渡人は3名おり、一人目は高齢であり、遠方に住んでいることから近所に住む方に管理をお願いしております。二人目も高齢で、自身での管理が難しいため、ご家族が管理を行っております。三人目は自宅付近で家庭菜園は行っているものの、それ以上の耕作を行う意思はなく、耕運を行う程度となっております。申請地は譲受人の資材置場に隣接しており、近隣農地への影響もないと思われることから、小委員会としてもやむを得ないとの結果になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第４５号農地法第５条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第４５号は、許可相当と決定します。

議案第４６号 農用地利用集積計画について

議 長 議案第４６号 農用地利用集積計画について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

１０月分の農用地利用権設定申出は、更新はなく、新規については一般が３件、１３筆で、面積は７，００５．４６㎡です。合意解約は１件、３筆、面積が１，９７６㎡です。詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

令和６年１１月１日設定後の利用集積面積は、合計３，３９１，６９６．９１㎡となります。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 ご質疑等はないようですので、採決を行います。
議案第４６号農用地利用集積計画については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。よって、議案第４６号については、原案のとおり決定します。

報告第１０号 専決処分の報告について

議 長 報告第１０号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第１０号ですが、９月の専決処分は、農地法第３条の３の届出５件、農地法第４条の農地転用届出１件、農地法第５条の農地転用届出６件です。

内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和６年第１１回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和6年10月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員